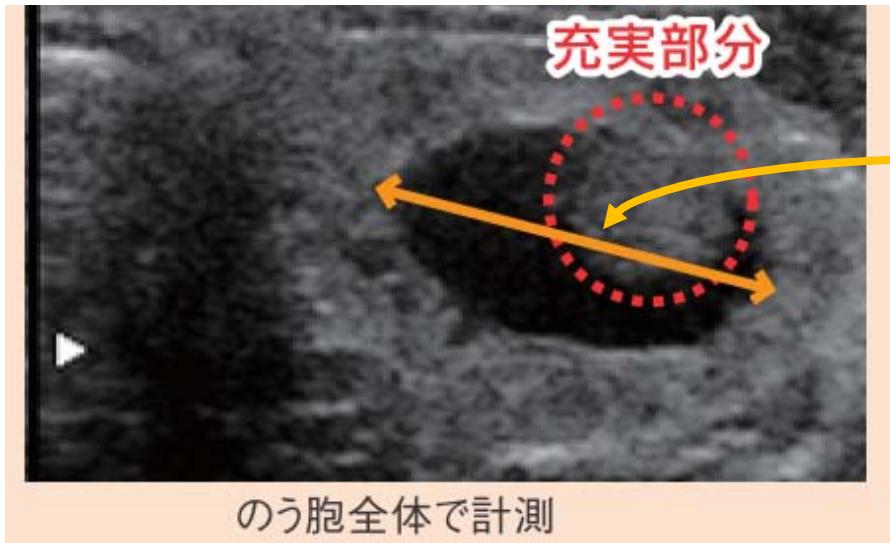


「充実部分を伴うのう胞」は全て「結節」としている。



これを福島の検査では「結節」に分類。充実部分を含むのう胞の全体の大きさ（オレンジの矢印の長さ）が結節の判定基準である5.1mm以上であれば「B判定」となる。

- ・のう胞の中に一部充実部分（細胞）があるものは「充実部分を伴うのう胞」と呼ぶ。
- ・これらは、中に細胞があるため、まれにがん化することがある。
- ・通常の診療では、のう胞と分類されることがあるが、福島では「充実部分を伴うのう胞」は全て「結節」として扱う。
- ・計測の際は中の充実部分ではなく、のう胞全体のサイズで計測する。
- ・このため、充実部分が5mm以下のものもB判定となり、二次検査の結果その多くは問題はなく、経過観察となっている。

甲状腺検査についてのQ&A（福島県立医大放射線医学県民健康管理センター）より作成